

## 自然再生の推進について

国土交通省河川局河川環境課

# 荒川中流域における自然再生の取組み

平成15年7月に自然再生推進法に基づく自然再生協議会を設立し、地域住民、学識経験者、行政が一体となった取組みを推進

- ◆地域住民も一緒にやって  
計画を作成



- ◆NPO等との協働により  
適切な維持管理を実施



## 考えられる再生メニュー

- ・湿地環境の再生
- ・旧流路における流水環境の再生 等

## 自然の復元力を活用しつつ整備



本川流路と接続し旧流路に流水を取り戻す

### <学識経験者>

【協議会会長】浅枝隆(埼玉大学大学院教授)  
【協議会副会長】三島次郎(桜美林大学名誉教授)  
嶋野道弘(文部科学省)  
恵小百合(江戸川大学教授)  
堂本泰章(河川環境保全モニター)  
小川早枝子((財)埼玉県生態系保護協会)

### <市民>

地域住民

NPO

一般公募により、50名が参加

### 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会

- ・自然再生全体構想の作成
- ・自然再生事業実施計画案の協議
- ・事業実施、維持管理に係る連絡調整

### <国土交通省>

【協議会事務局】荒川上流河川事務所

### <地方公共団体>

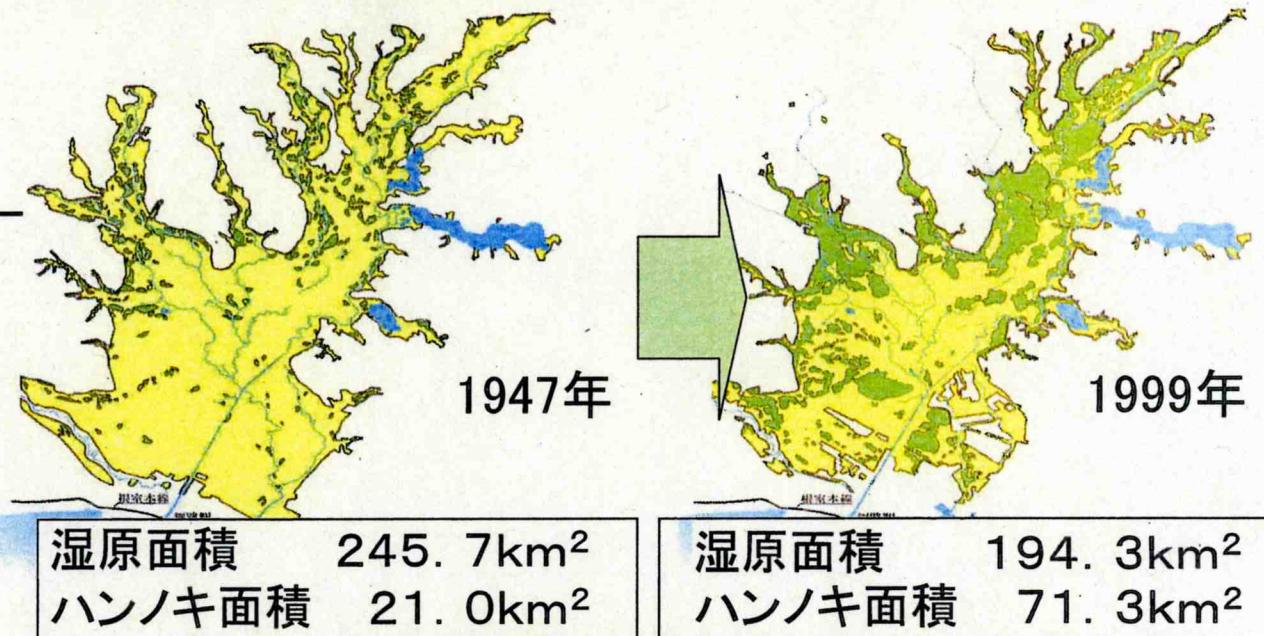
埼玉県(河川、農林、公園各部局)  
上尾市、桶川市、川島町

# 釧路湿原の河川環境保全 ~釧路川(北海道)~

○近年の流域の経済活動の拡大等に伴い、湿原面積が著しく減少。

○長期的な目標としてはラムサール条約登録当時(1980年)の環境への回復。短期的には西暦2000年現在の状況を維持保全。

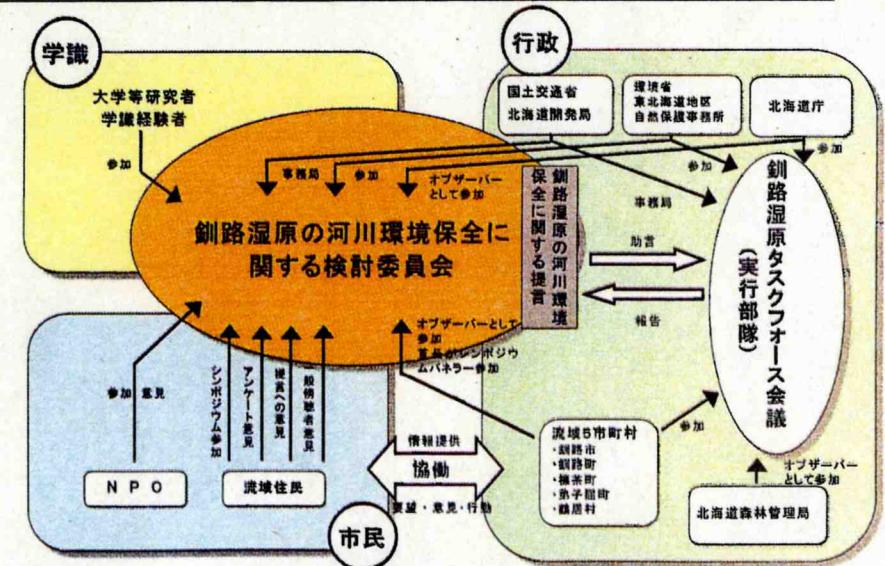
○自然再生推進法に基づく協議会の設立に向け準備中(平成15年10月設立予定)。



## 流域における12の湿原保全対策

- ・水辺林、土砂調整池による土砂流入の防止
- ・植林などによる保水、土砂流入防止機能の向上
- ・湿原の再生
- ・湿原植生の制御
- ・蛇行する河川への復元
- ・水環境の保全
- ・野生生物の生息・生育環境の保全
- ・湿原景観の保全
- ・湿原の調査と管理に関する市民参加
- ・保全と利用の共通認識
- ・環境教育の推進
- ・地域連携・地域振興の推進

## 釧路湿原の河川環境保全に関するパートナーシップ図



## コウノトリと共に生きできる環境の復元～円山川(国交省・兵庫県)～

コウノトリの野生復帰を目標に掲げ、地域住民と行政のさまざまな主体(国交省、県(河川、農林、環境部局等)、市町村)が一体となって自然再生を推進

### コウノトリ野生復帰推進協議会

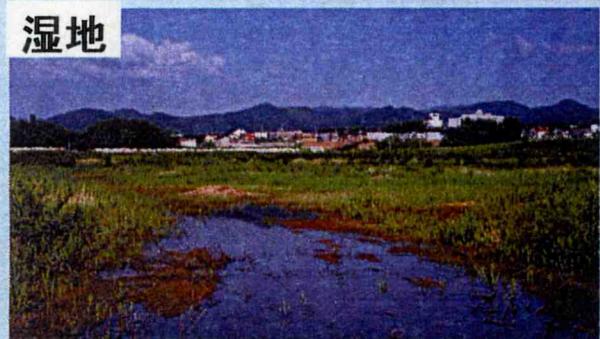
国土交通省(豊岡河川国道事務所)

兵庫県(環境部局、農林部局、河川部局、教育部局等)

豊岡市、城崎町、日高町、出石町



湿地



- ・遊水地における湿地の創出
- ・河川における水際のエコトーンの創出 等

水田



水田と水路をつなぐ魚道

- ・環境負荷の小さい農業の推進
- ・河川・水路・水田の連続性の確保 等

里山林



- ・市民やボランティア等による里山林の管理
- ・コウノトリの営巣木であるアカマツの再生 等



アカマツの植林

環境教育



- ・環境教育プログラムの整備
- ・体験活動の機会の提供 等

# 自然再生推進法

## 自然再生基本方針

第7条

自然再生を総合的に推進するための基本方針……政府が策定  
(環境大臣が、農林水産大臣及び国土交通大臣と協議して案を作成し、閣議決定)  
～概ね5年ごとに見直し～

(各地域) 例: A県 P湿地

第8条

○○再生事業に参画する地域住民/NPO/専門家/土地所有者等など  
行政: 関係地方公共団体/関係行政機関  
自然再生協議会  
メンバー(実施者を含む): 「P湿地再生協議会」

行政機関/意欲あるNPO等

関係地方公共団体/関係行政機関

呼びかけ/協議会立ち上げ

相談窓口の整備、情報提供や助言

### 全体構想(協議会が作成)

実施計画①  
例「河川の再蛇行化と周辺湿原の復元」

実施計画②  
例「上流部の荒廃地での広葉樹植」

実施計画③  
例「きめ細かな除草などの維持管理や環境学習」

[協議会での協議結果に基づき実施者が作成]  
実施者① (○○省)  
実施者② (△△町)  
実施者③ (NPO)

送付  
助言

第9条

主務大臣

環境大臣  
農林水産大臣  
国土交通大臣

意見

実施計画(全体構想含む)公表

### 自然再生事業の実施

〔地元団体等による維持管理  
…土地所有者等との協定など…〕

第10条

自然再生専門家会議

意見

第17条

### 自然再生推進会議

自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るために連絡調整  
(環境省、農林水産省、国土交通省その他の関係行政機関で構成)